

食品安全委員会設置法案骨子(素案)

(注意) 囲み部分は、1.これまでの検討を進めるにあたって想定した条件、2.法案化するにあたっての留意事項等について書き加えたものです。法案骨子は、囲み以外の箇所をなります。

第1 目的

この法律は、食品安全委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第2 設置

内閣府設置法第49条第3項の規定に基づいて、内閣府の外局として、食品安全委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

食品安全委員会は、国家行政組織法第3条に相当する機関とする。
担当大臣は置かず、公正取引委員会と同等の位置付けとなる。

第3 任務

委員会は、食品の安全性を確保することを任務とする。

「食品」の定義については、食品安全基本法(仮称)を参照のこと

第4 所掌事務

委員会は、第3の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

1. 食品の安全性の確保に関する政策に関すること。
2. 食品リスク評価を行うこと。

3. 食品、添加物その他の物の製造、加工、使用、調理及び保存の方法についての基準並びに食品、添加物その他の物の成分についての規格を定めること。
4. 食品リスクコミュニケーションを行うこと。
5. 所掌事務に関する国際協力に関すること。
6. 食品の安全性に関する各行政機関の業務の実施状況の監視を行うこと。
7. 食品による国民の健康上の被害が広範に生じた場合又は食品による国民の健康上の被害が広範に生じるおそれがあると認められた場合の行動指針の作成に関すること。
8. 1から7までのほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務

食品の安全確保にかかる政策の中心的な役割を担うこととする。(食品の安全性に関する情報収集の中心となる。各行政機関に分散する部署を移管し、国際機関との交渉・協議等の機能も担う)

「リスク分析手法」における「リスク評価」及び「リスクコミュニケーション」を行う。「リスク評価」は、食品安全委員会のみが行う。「リスクコミュニケーション」は、農林水産省、厚生労働省等の「リスク管理」を担当する行政機関も行うこととする。

「食品、添加物等の製造方法等に関する基準」「食品、添加物等の規格」を定めることを担当する。(リスク管理行政機関が規格を定めることとなれば、製造者に寄ったルールを作りうることから。)

リスク管理官庁の事務を監視し、勧告等を行うこととする。大規模な食中毒等の問題が生じた場合に「行動指針」(食品安全基本法(仮称)骨子第18「緊急措置計画」)を取りまとめ、関係行政機関に必要な措置を講じさせる。

第5 職権の行使

委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

第6 組織

1. 委員会は、委員長及び委員〇人をもって組織する。
2. 委員のうち△人は、非常勤とする。
3. 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4. 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

第7 委員長及び委員の任命

1. 委員長及び委員は、食品の安全性、食品リスク分析又は消費者の保護に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
2. 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、1にかかわらず、1に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。
3. 2の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第8 任期

1. 委員長及び委員の任期は、〇年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2. 委員長及び委員は、再任されることができる。

委員の任期は、委員会が定める「食品リスク評価計画」の設定年度等とあわせて検討する。

第9 罷免

内閣総理大臣は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認める場合又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

第10 委員長及び委員の服務等

1. 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
2. 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
3. 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。
4. 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

第 11 会議

- 1 委員会は、委員長が召集する。
- 2 委員会は、委員長及び〇人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故がある場合の2の適用については、第6の4の常勤の委員は、委員長とみなす。

第 12 規則の制定

委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、食品安全委員会規則を制定することができる。

第 13 公聴会

委員会は、必要があると認めるときは、公聴会を開いて、広く一般の意見を聴くことができる。

可能な限り公開された運営が望ましく、「食品安全基本法(仮称)」には、実際の運営面で、情報公開のほか、情報提供、情報交換の場も設定するものとしている。

第 14 資料提出の要求等

委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができる。

独自の調査研究だけではなく、関係行政機関のもつ情報等を利用できる権限をもつこととする。

第 15 調査の委託

委員会は、必要があると認めるときは、国の他の行政機関、地方公共団体、学校、試験研究所、事業者、事業者の団体又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。

関連諸機関を活用しつつ、総合的な調査を実施することができるものとする。

第 16 専門評価会議

1. 委員会に、専門分野ごとに、政令で定める員数以内の議員で組織する専門評価会議を置く。
2. 専門評価会議は、食品リスク評価を行う。
3. 議員は、学識経験のある者のうちから、委員会が任命する。
4. 議員は、非常勤とする。
5. その他専門評価会議に関し必要な事項は、委員会が定める。

細菌学や食品衛生等の専門家集団を委員会の下に置き、個別具体的な食品リスク評価を行う。

専門家を常にリストアップしておき、あらたなリスク評価の必要時に即応できる体制整備を行う。

専門評価会議のあり様(勤務形態を含め)については、さらに具体的検討を行う。

第 17 事務局

1. 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。
2. 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長は、委員会の命を受けて、局務を掌理する。
4. 事務局の内部組織は、政令で定める。

事務局規模は、少なくとも 300～500 名の規模が必要と考えられる。詳細は、さらに具体的検討を行う。

第 18 政令への委任

この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第 19 施行期日

この法律は、公布の日から起算して〇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。